

5 平均賃金

平均賃金は以下の手当や補償の算定の基礎となるものです。

手 当 等	算 定 事 由 発 生 日
解雇予告手当(労働基準法第20条)	労働者に解雇の通告をした日
休業手当(同第26条)	休業させようとする期間の初日
年次有給休暇(同第39条第7項)	年次有給休暇を取得した日
休業補償(同第76条)(通常は「待期期間中」)	死傷の原因たる事故の発生日
減給の制裁(同第91条)	減給の制裁の意思表示が相手方に到達した日
転換手当(じん肺法第22条)	常時粉じん作業に従事しなくなった日

(1) 原則的な計算方法

算定事由発生日(注1)前3か月間
(算定期間)中の賃金(注2)の総額

算定期間中の総日数(暦日数)

☆控除期間

算定期間中に次の期間が有る場合には、その期間の日数及び賃金額を控除する。

- ① 業務上の負傷・疾病の療養のための休業期間
- ② 産前産後の休業期間
- ③ 使用者の責めに帰すべき事由による休業期間(一部休業の場合を含む)
- ④ 育児・介護休業期間
- ⑤ 試みの使用期間

平均賃金 = $\frac{\text{算定期間中の賃金(注2)の総額}}{\text{算定期間中の総日数(暦日数)}}$

銭未満(小数点第3位以下)の端数は切捨て可⇒(〇,〇〇〇円〇〇銭)

(注1) 算定事由発生日…上表の右欄の日。ただし、賃金締切日が有る場合は直近の賃金締切日(賃金締切日に算定すべき事由が発生した場合はその前の賃金締切日)

(注2) 賃金…算定期間内に支払われた賃金のすべて(各種控除前の金額)。ただし、次の賃金を除く。

- ① 臨時に支払われた賃金
- ② 3か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③ 実物給与で、法令または労働協約の別段の定めに基づいて支払われる以外のもの

(2) 最低保障額

賃金が日給制、時間給制、請負給制などによって定められている場合、(1)の原則的な計算方法により算出した額と次の最低保障額の計算方法により算出した額とを比較し、いずれか高い方の額が平均賃金になります。

$$\text{最低保障額} = \frac{\text{算定期間中の賃金の総額}}{\text{算定期間中に実際に労働した日数}} \times \frac{60}{100}$$

(例) 賃金が時間給 1,500 円で、算定期間が4～6月の3か月である場合

(4月)労働日:15日 総労働時間:90時間 賃金総支給額:135,000円	(5月)労働日:14日 総労働時間:84時間 賃金総支給額:126,000円	(6月)労働日:16日 総労働時間:96時間 賃金総支給額:144,000円
--	--	--

●原則の計算

$$\dots (135,000 + 126,000 + 144,000) \div (30 + 31 + 30) \text{日} \div 4,450 \text{円} 54 \text{銭} \dots (i)$$

●最低保障額の計算

$$\dots (135,000 + 126,000 + 144,000) \div (15 + 14 + 16) \text{日} \times 0.6 = 5,400 \text{円} \dots (ii)$$

(ii) > (i) のため、5,400 円が平均賃金となる